

# 中小企業信用保険法第2条第5項第1号（連鎖倒産防止）

小山市

## 1. 認定基準

申請者が、当該申請の時点において中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万円以上の売掛金債権または前渡金返還請求権を有していること

または、申請者が当該申請の時点において再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上あること

## 2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●決算報告書の写し（2期分） ●登記簿謄本の写し	●確定申告書の写し（2期分）
●委任状（金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合） ●認定申請書 ●再生手続開始申立等事業者（倒産事業者）に対して、売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していることを証明する資料の写し （例：約束手形、不渡手形受取書、その他売掛金があることを証するもの） ●許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る）	

## 3. 認定申請書記載上の留意点

- ・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください

### 【押印省略について】令和4年4月1日より

- ・認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができませんこととします  
なお、代理申請の場合に必要な委任状については、従来どおり押印が必要となります  
（法人の場合）住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している  
（個人の場合）住所、氏名を明記している
- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・押印がされていても受付いたします

## 4. 認定書の有効期間

発行日から30日間

## 5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係（Tel 0285-22-9275）